（エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく登録建築物調査機関等に関する省令に基づき建築物調査講習の講習科目ごとの時間等を国土交通大臣が定める件の一部改正）

第一条　エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく登録建築物調査機関等に関する省令に基づき建築物調査講習の講習科目ごとの時間等を国土交通大臣が定める件の一部を次のように改正する。

第一の表上欄中「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成十八年国土交通省告示第三百七十八号）」を「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成二十五年国土交通省告示第九百七号）」に改める。

（住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針の一部改正）

第二条　住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針の一部を次のように改正する。

1の⑴の②中「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年国土交通省告示第378号）」を「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

○国土交通省告示第九百九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条第一項の規定に基づき、評価方法基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

評価方法基準の一部を改正する告示

（評価方法基準の一部改正）

第一条　評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第1中「第3条」を「第3条の2」に改める。第5の5の5－1②ヘ①中「地域区分」とは、」の次に「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）附則2の規定によりなお従前の例によることとされた同告示附則5による廃止前の」を加える。

第5の5の5－1③ヘ㈠aの表中「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年国土交通省告示第378号。以下「設計施工指針」という。）」を「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）附則2の規定によりなお従前の例によることとされた同告示附則7の規定による廃止前の住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年国土交通省告示第378号。以下「設計施工指針」という。）」に改める。

第二条　評価方法基準の1部を次のように改正する。

第5の5の5－1②ヘ①中「同告示附則5」を「同告示附則6」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第九百十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十五項第六号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替、同令第二十六条の四第八項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替及び同条第十八項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替（平成二十年国土交通省告示第五百十三号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第二十六条第二十五項第六号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替、同令第二十六条の四第八項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替及び同条第十八項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替の一部を改正する告示

租税特別措置法施行令第二十六条第二十五項第六号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替、同令第二十六条の四第八項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替及び同条第十八項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替（平成二十年国土交通省告示第五百十三号）の一部を次のように改正する。

1ア中「窓の建具等が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表2－1－1に掲げる事項に該当し、若しくは」を削る。

1イ中「外気に接する窓の夏期日射侵入率（入射する夏期日射量に対する室内に侵入する夏期日射量の割合を表した数値をいう。以下同じ。）が、窓が面する方位」を「開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、地域区分及び方位」に改め、「窓の建具等が、窓が面する方位に応じ、施工後に新たに別表2－1－2に掲げる事項に該当し、若しくは」を削る。

1ウ中「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年国土交通省告示第378号）2」を「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）附則5(1)」に、「別表3」を「別表2」に、「別表2」を「別表1」に改める。

1エ中「別表3」を「別表2」に、「別表4－1」を「別表3」に改める。

1オ中「別表3」を「別表2」に、「別表4－1」を「別表3」に、「別表4－2」を「別表4」に改める。

2の表中「窓の建具等が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表2－2に掲げる事項に該当し、若しくは」及び「窓の建具等が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表2－3に掲げる事項に該当し、若しくは」を削る。

別表1－1－1中「、別表1－3、別表2－1－1、別表2－2及び別表2－3」を「及び別表1－3」に改める。